２　国税実査官は、命を受けて、第四百六十八条第三号から第七号まで、第四百六十八条の二第一号から第七号まで、第四百六十八条の三第二号、第四百六十九条第二号、第四号及び第五号、第四百七十条第一項第二号から第六号まで、第八号、第九号及び同条第二項、第四百七十一条各号、第四百七十二条第二号、第三号及び第五号から第七号まで、第四百七十三条第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号、第四百七十四条、第四百七十五条第一項第二号、第三号及び第五号、第四百七十八条第一号並びに第四百八十条各号に掲げる事務を処理する。

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官五百六十六人以内を置く。

２　［略］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千七十七人以内を置く。

２　［略］

（調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に置く課等）

第四百九十九条　調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に、次の表に掲げる課並びに特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官を置く。

名称	部名	設置する課名
［略］		
東京国税局	調査第一部	調査管理課　広域情報管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査管理課　国際調査課　事前確認審査課　調査開発課
［略］		
名古屋国税局	調査部	調査管理課　広域情報管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査管理課　国際調査課　調査開発課
［略］		
大阪国税局	調査第一部	調査管理課　広域情報管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査管理課　国際調査課　事前確認審査課　調査開発課
［略］		

２　特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	特別国税調査官	統括国税調査官	情報企画分析官	特別国税査察官	統括国税査察官
札幌国税局	調査査察部	一人	四人	—	二人	三人
仙台国税局	調査査察部	一人	五人	—	二人	四人

２　国税実査官は、命を受けて、第四百六十八条第三号から第九号まで、第四百六十八条の二第二号、第四百六十九条第二号、第四号及び第五号、第四百七十条第一項第二号から第六号まで、第八号、第九号及び同条第二項、第四百七十一条各号、第四百七十二条第二号、第三号及び第五号から第七号まで、第四百七十三条第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号、第四百七十四条、第四百七十五条第一項第二号、第三号及び第五号、第四百七十八条第一号並びに第四百八十条各号に掲げる事務を処理する。

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官五百六十八人以内を置く。

２　［同上］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千六十一人以内を置く。

２　［同上］

（調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に置く課等）

第四百九十九条　調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に、次の表に掲げる課並びに特別国税調査官、統括国税調査官、特別国税査察官及び統括国税査察官を置く。

名称	部名	設置する課名
［同上］		
東京国税局	調査第一部	調査管理課　広域情報管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査課　国際情報第一課　国際情報第二課　調査開発課
［同上］		
名古屋国税局	調査部	調査管理課　広域情報管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査課　国際情報課　調査開発課
［同上］		
大阪国税局	調査第一部	調査管理課　広域情報管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査課　国際情報第一課　国際情報第二課　調査開発課
［同上］		

２　特別国税調査官、統括国税調査官、特別国税査察官及び統括国税査察官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	特別国税調査官	統括国税調査官	特別国税査察官	統括国税査察官
札幌国税局	調査査察部	一人	四人	二人	三人
仙台国税局	調査査察部	一人	五人	二人	四人